

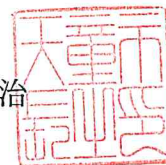


市有財産売払いの公告について

市有財産（公用車）の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年10月30日

天童市長 山本 信 治



記

1. 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売払うものとする。

物件番号	01
財産名称	消防ポンプ自動車
登録	昭和62年
排気量	3.560
走行距離	19,012.8km
車検	令和3年2月11日まで
予定価格	40,000円
入札保証金	4,000円

※艀装品及び積載資器材の一部（別紙のとおり）は、引渡し時までに市で取り外すものとする。

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は同条第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該市有財産に関する事務に従事する天童市の職員でない者であること。
- (3) 日本語を完全に理解できること。
- (4) 日本国内に住所並びに連絡先があるもの。ただし、代理人が日本国内に住所並びに連絡先がある場合を含む。
- (5) 20歳以上の者。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を含む。

- (6) 天童市が定める天童市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、順守することができる者であること。
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。
- (8) 入札参加申込みの方法により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3. 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和2年10月22日（火）13時から令和2年11月9日（水）14時までにヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により、参加申込みの手続きを行うこと。
- (2) 期限までに参加申込みの手続きをしない者は、入札に参加することができない。

4. 現地見学会（車両見学会）を行う日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年11月5日（木）9時から16時まで
（正午から午後1時までは除く）
- (2) 場 所 山形県天童市桜町2番1号
天童市消防本部
- (3) その他 現地見学参加希望者は事前に問い合わせ先まで連絡すること。

5. 入札の場所及び期間

- (1) 場 所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 期 間 令和2年11月24日（火）13時から
令和2年12月 1日（火）13時まで

6. 入札の方法

- (1) ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。
なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵送による入札書の提出は認めない。

7. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、市が定めた様式による本人の申し出により契約保証金に充当するものとする。

- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9. 落札者の決定方法

入札期間終了後、天童市は開札を行い、売却区分（市有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定にあたっては、落札者の Yahoo!JAPAN ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

10. 契約書の作成の要否等

- (1) 契約の相手方は、令和2年12月15日（火）14時00分までに契約を締結し、契約書を作成しなければならない。
なお、期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属するものとする。
- (2) 契約の相手方は、市が定めた契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の額は、納付済の入札保証金の額と同額とする。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 契約の相手方は、市が発行する納付書により令和2年12月15日（火）14時30分までに売買代金を納付しなければならない。

11. 売買物件の引渡しの期限及び場所

契約代金の納入を確認した後、次の期限及び場所に掲げる保管場所で現状のまま引渡すものとする。

- (1) 期限 令和3年1月8日（金）
- (2) 場所 天童市消防本部

12. 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用並びに公租公課等は、落札者の負担とする。

- (3) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしていまま保管しないこと。
- (4) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に「譲渡」することはできない。

13. その他

入札及び契約に関する事務を担当する部課

- (1) 名 称 天童市消防本部 消防課 庶務係・施設係
- (2) 所 在 地 山形県天童市桜町2番1号
- (3) 郵便番号 994-0027
- (4) 電話番号 023-654-1191

<別紙>

消防ポンプ自動車取外し機装品及び資器材一覧

NO	機装品及び積載場所	資器材名等
1	キャビン内	電子サイレン装置一式
2	車両外部	モーターサイレン
3	”	スピーカー
4	”	赤色灯
5	”	名称（天童市消防団 第一分団第1部・久野本）

